

第17回定時株主総会資料
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第17期（2022年4月1日～2023年3月31日）

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 かんぽ生命保険

法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに交付する書面に記載していない事項を、本資料に記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 500,000 | 405,044 | 639,822 | △355 | 1,544,511 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △35,896 | | △35,896 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 97,614 | | 97,614 |
| 自己株式の取得 | | | | △35,739 | △35,739 |
| 自己株式の処分 | | | | 12 | 12 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 61,717 | △35,727 | 25,990 |
| 当期末残高 | 500,000 | 405,044 | 701,540 | △36,082 | 1,570,502 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|--------------------------|------------------|---------|------------------|-------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 873,764 | － | 2,786 | 876,551 | 2,421,063 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △35,896 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 97,614 |
| 自己株式の取得 | | | | | △35,739 |
| 自己株式の処分 | | | | | 12 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | △75,851 | 4,607 | △431 | △71,675 | △71,675 |
| 当期変動額合計 | △75,851 | 4,607 | △431 | △71,675 | △45,685 |
| 当期末残高 | 797,912 | 4,607 | 2,354 | 804,875 | 2,375,377 |

連結注記表

(連結計算書類の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等数 1社

会社名 かんぼシステムソリューションズ株式会社

- (2) 主要な非連結の子会社及び子法人等

主要な非連結の子会社及び子法人等は、かんぼNEXTパートナーズ株式会社及びスプリング投資事業有限責任組合であります。

非連結の子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社

- (2) 持分法適用の関連法人等数 0社

- (3) 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（かんぼNEXTパートナーズ株式会社、スプリング投資事業有限責任組合）並びに関連法人等（JPインベストメント株式会社、三井物産かんぼアセットマネジメント株式会社他）については、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の項目からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、92百万円であります。

② 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。以下「金融商品会計基準」という。）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…保険負債

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び保険負債に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(9) 責任準備金の積立方法

連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、連結会計年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

2. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託については、従来、移動平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

3. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

（1）取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、事業年度における業績等により定まる数のポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭を本信託（株式給付信託（BBT））から給付いたします。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

（2）信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は1,057百万円、株式数は475千株であります。

4. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実にを行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、主として運用に関する資産の為替リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、A L Mの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引があります。当社ではこれを為替リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。また、その他のデリバティブ取引についても、主にヘッジ目的として利用しており、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

なお、保険負債の一部に関する金利リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(6) デリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておらず、(注1)に記載しております。また、現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預貯金、コールローン、買現先勘定及び売現先勘定は、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|------------|-----------|
| 買入金銭債権 | 47,345 | 47,345 | － |
| その他有価証券 | 47,345 | 47,345 | － |
| 金銭の信託(※1)(※2) | 4,672,032 | 4,672,032 | － |
| 有価証券 | 49,784,494 | 52,513,957 | 2,729,463 |
| 満期保有目的の債券 | 32,935,527 | 35,502,364 | 2,566,836 |
| 責任準備金対応債券 | 8,075,012 | 8,237,638 | 162,626 |
| その他有価証券(※2) | 8,773,954 | 8,773,954 | － |
| 貸付金 | 3,605,801 | 3,733,374 | 127,573 |
| 保険約款貸付 | 140,355 | 140,355 | － |
| 一般貸付(※3) | 916,374 | 912,110 | △4,232 |
| 機構貸付(※3) | 2,549,102 | 2,680,908 | 131,805 |
| 貸倒引当金(※4) | △31 | － | － |
| 資産計 | 58,109,674 | 60,966,710 | 2,857,036 |
| 社債 | 300,000 | 283,490 | △16,510 |
| 負債計 | 300,000 | 283,490 | △16,510 |
| デリバティブ取引(※5) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (182) | (182) | － |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 11,568 | 11,568 | － |
| デリバティブ取引計 | 11,385 | 11,385 | － |

- (※ 1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。
- (※ 2) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※ 3) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
- (※ 4) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※ 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項で開示している計表中の「金銭の信託」及び「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------|------------|
| 金銭の信託 (※ 1) | 100,288 |
| 有価証券 | 57,000 |
| 非上場株式 (※ 2) | 11,522 |
| 組合出資金 (※ 3) | 45,478 |
| 合計 | 157,288 |

- (※ 1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が組合出資金で構成されているものについては、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- (※ 2) 非上場株式は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- (※ 3) 組合出資金は、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|-----------|-------------|--------------|------------|
| 買入金銭債権 | 30,000 | — | — | 16,591 |
| 有価証券 | 1,897,969 | 8,335,771 | 14,077,207 | 23,145,754 |
| 満期保有目的の債券 | 955,098 | 5,634,636 | 9,290,630 | 16,684,564 |
| 公社債 | 955,098 | 5,634,636 | 9,290,630 | 16,684,564 |
| 国債 | 209,600 | 5,094,000 | 8,474,500 | 14,953,400 |
| 地方債 | 671,742 | 452,822 | 575,080 | 810,854 |
| 社債 | 73,756 | 87,814 | 241,050 | 920,310 |
| 責任準備金対応債券 | 478,065 | 1,176,816 | 2,835,800 | 3,423,393 |
| 公社債 | 478,065 | 1,176,816 | 2,835,800 | 3,423,393 |
| 国債 | 351,900 | 1,005,600 | 2,599,700 | 2,240,400 |
| 地方債 | 105,865 | 78,599 | 65,000 | 242,693 |
| 社債 | 20,300 | 92,617 | 171,100 | 940,300 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 464,804 | 1,524,318 | 1,950,777 | 3,037,796 |
| 公社債 | 150,419 | 688,283 | 524,512 | 2,556,144 |
| 国債 | — | — | — | 1,827,100 |
| 地方債 | 19,647 | 225,984 | 12,075 | 136,019 |
| 社債 | 130,772 | 462,299 | 512,437 | 593,024 |
| 外国証券 | 314,384 | 836,035 | 1,426,265 | 470,235 |
| その他の証券 | — | — | — | 11,415 |
| 貸付金 | 580,282 | 1,725,846 | 821,912 | 478,194 |
| 合計 | 2,508,251 | 10,061,617 | 14,899,120 | 23,640,540 |

(注3) 社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 社債 | — | — | — | — | — | 300,000 |
| 合計 | — | — | — | — | — | 300,000 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| | 時価 | | | |
|--------------|-----------|-----------|--------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 買入金銭債権 | － | 29,996 | 17,348 | 47,345 |
| 金銭の信託（※1） | 2,808,008 | 736,851 | － | 3,544,860 |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債 | 1,665,015 | － | － | 1,665,015 |
| 地方債 | － | 358,225 | 32,681 | 390,906 |
| 社債 | － | 1,677,244 | － | 1,677,244 |
| 株式 | 397,582 | － | － | 397,582 |
| 外国証券（※1） | 79,832 | 2,676,817 | 30,472 | 2,787,121 |
| その他の証券 | － | 1,682,783 | 11,161 | 1,693,945 |
| 資産計 | 4,950,438 | 7,161,918 | 91,664 | 12,204,021 |
| デリバティブ取引（※2） | | | | |
| 通貨関連 | － | 4,986 | － | 4,986 |
| 金利関連 | － | 6,399 | － | 6,399 |
| デリバティブ取引計 | － | 11,385 | － | 11,385 |

（※1）時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は976,210百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は168,115百万円であります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| | 時価 | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託 | — | 144,985 | — | 144,985 |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債 | 31,605,451 | — | — | 31,605,451 |
| 地方債 | — | 2,585,517 | 3,752 | 2,589,269 |
| 社債 | — | 1,307,642 | — | 1,307,642 |
| 責任準備金対応債券 | | | | |
| 国債 | 6,628,341 | — | — | 6,628,341 |
| 地方債 | — | 464,269 | 23,723 | 487,993 |
| 社債 | — | 1,121,303 | — | 1,121,303 |
| 貸付金 | — | — | 3,733,374 | 3,733,374 |
| 資産計 | 38,233,793 | 5,623,718 | 3,760,850 | 47,618,362 |
| 社債 | — | 283,490 | — | 283,490 |
| 負債計 | — | 283,490 | — | 283,490 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、ブローカー等の第三者から入手した評価価格によっております。証券化商品に該当しない買入金銭債権については短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

なお、買入金銭債権のうち証券化商品についてはレベル3、それ以外についてはレベル2に分類しております。

金銭の信託

信託財産の構成物である有価証券のうち、株式及び市場における取引価格が存在する投資信託については取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

信託財産の構成物のうち有価証券以外については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(5) 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

有価証券

株式については取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

債券及びその他の証券のうち、主に国債については公表された相場価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。公表された相場価格であっても市場が活発でない場合または情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格（重要な観察できないインプットを用いている場合を除く。）による場合はレベル2に分類しており、地方債、社債、外国債がこれに含まれます。ブローカー等の第三者から入手した評価価格を用いている場合で、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(4) 有価証券に関する事項」に記載しております。

貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル3に分類しております。

負債

社債

当社が発行する社債の時価については、公表された相場価格によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引のため公表された相場価格は存在しませんが、金利スワップ取引や為替予約取引等については、情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格（重要な観察できないインプットを用いている場合を除く。）による場合、または為替レート等の観察可能なインプットを用いて評価している場合は、レベル2に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

② 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

| | 期首 残高 | 当連結会計年度 の損益又はその他の 包括利益 | | 購入、売却、発行及 び決済による変動額 | レベル3の 時価への 振替 | レベル3の 時価からの 振替 | 期末 残高 | 当連結会計 年度の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融商品の 評価損益 (※) |
|---------------------------|----------|------------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|----------------------|----------|---|
| | | 損益に 計上 (※) | その他の包 括利益に計 上 | | | | | |
| 買入金銭債権 有価証券 その他有価証券 | 19,544 | － | △387 | △1,808 | － | － | 17,348 | － |
| 地方債 | 34,642 | 106 | △1,185 | △882 | － | － | 32,681 | 106 |
| 外国証券 | 32,350 | 745 | △2,623 | － | － | － | 30,472 | 745 |
| その他の証券 | 12,551 | － | △179 | △1,209 | － | － | 11,161 | － |
| 資産計 | 99,089 | 852 | △4,375 | △3,901 | － | － | 91,664 | 852 |

(※) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社は時価算定部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価の算定を行い、時価のレベル別分類を判断しております。また、リスク管理部門において金融商品の時価評価に関する検証手続を定め、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証していることから、金融商品の時価評価等の適切性が確保されております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(注3) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

| 期首 残高 | 当連結会計年度の損益又は その他の包括利益 | | 購入、売却及び 償還による 変動額 | 投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額 | 投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額 | 期末 残高 | 当連結会計 年度の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 |
|----------|--------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------|--|
| | 損益に計上 | その他の包括 利益に計上 | | | | | |
| 632,360 | — | 201,336 | 142,513 | — | — | 976,210 | — |

② 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

| 期首 残高 | 当連結会計年度の損益又は その他の包括利益 | | 購入、売却 及び償還に よる変動額 | 投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額 | 投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額 | 期末 残高 | 当連結会計 年度の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 |
|----------|--------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------|--|
| | 損益に計上 | その他の包括 利益に計上 | | | | | |
| 127,643 | － | 24,198 | 16,273 | － | － | 168,115 | － |

③ 連結会計年度末日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳
解約に一定程度の期間を要するもの等 976,210百万円

(4) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------|----------------|------------|-----------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの | | | |
| 公社債 | 27,456,876 | 30,587,447 | 3,130,570 |
| 国債 | 24,810,203 | 27,780,543 | 2,970,340 |
| 地方債 | 2,048,264 | 2,159,267 | 111,002 |
| 社債 | 598,408 | 647,637 | 49,228 |
| 小計 | 27,456,876 | 30,587,447 | 3,130,570 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの | | | |
| 公社債 | 5,478,650 | 4,914,916 | △563,734 |
| 国債 | 4,284,408 | 3,824,908 | △459,500 |
| 地方債 | 468,546 | 430,002 | △38,543 |
| 社債 | 725,695 | 660,005 | △65,690 |
| 小計 | 5,478,650 | 4,914,916 | △563,734 |
| 合計 | 32,935,527 | 35,502,364 | 2,566,836 |

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------|----------------|-----------|----------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの | | | |
| 公社債 | 4,846,042 | 5,293,734 | 447,691 |
| 国債 | 4,539,176 | 4,974,007 | 434,831 |
| 地方債 | 253,802 | 262,977 | 9,174 |
| 社債 | 53,063 | 56,749 | 3,685 |
| 小計 | 4,846,042 | 5,293,734 | 447,691 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの | | | |
| 公社債 | 3,228,969 | 2,943,904 | △285,064 |
| 国債 | 1,815,799 | 1,654,334 | △161,465 |
| 地方債 | 238,629 | 225,016 | △13,613 |
| 社債 | 1,174,539 | 1,064,553 | △109,985 |
| 小計 | 3,228,969 | 2,943,904 | △285,064 |
| 合計 | 8,075,012 | 8,237,638 | 162,626 |

③ その他有価証券

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|----------------|-----------|----------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの | | | |
| 公社債 | 776,990 | 765,459 | 11,530 |
| 国債 | 101,281 | 99,524 | 1,756 |
| 地方債 | 191,261 | 191,090 | 171 |
| 社債 | 484,447 | 474,845 | 9,601 |
| 株式 | 300,204 | 225,660 | 74,543 |
| 外国証券 | 1,014,903 | 858,190 | 156,712 |
| 外国公社債 | 894,666 | 739,444 | 155,222 |
| 外国その他の証券 | 120,236 | 118,746 | 1,490 |
| その他（※） | 332,627 | 301,198 | 31,428 |
| 小計 | 2,424,724 | 2,150,509 | 274,214 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの | | | |
| 公社債 | 2,956,176 | 3,113,272 | △157,095 |
| 国債 | 1,563,734 | 1,685,387 | △121,653 |
| 地方債 | 199,644 | 204,340 | △4,695 |
| 社債 | 1,192,797 | 1,223,544 | △30,746 |
| 株式 | 97,378 | 104,428 | △7,049 |
| 外国証券 | 1,934,357 | 2,106,115 | △171,758 |
| 外国公社債 | 1,892,455 | 2,062,384 | △169,928 |
| 外国その他の証券 | 41,902 | 43,731 | △1,829 |
| その他（※） | 1,933,663 | 2,070,618 | △136,955 |
| 小計 | 6,921,575 | 7,394,434 | △472,859 |
| 合計 | 9,346,300 | 9,544,944 | △198,644 |

(※)「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金（取得原価525,000百万円、連結貸借対照表計上額525,000百万円）及び買入金銭債権（取得原価46,588百万円、連結貸借対照表計上額47,345百万円）が含まれております。

④ 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| 公社債 | 295,753 | 4,003 | － |
| 国債 | 295,753 | 4,003 | － |
| 合計 | 295,753 | 4,003 | － |

⑤ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|-----------|---------|---------|
| 公社債 | 506,413 | 476 | 17,833 |
| 国債 | 69,001 | － | 5,690 |
| 地方債 | 277,139 | 58 | 125 |
| 社債 | 160,272 | 417 | 12,017 |
| 株式 | 117,038 | 18,830 | 6,372 |
| 外国証券 | 1,764,440 | 27,256 | 120,852 |
| 外国公社債 | 1,764,440 | 27,256 | 120,852 |
| その他の証券 | 167,250 | － | 32,238 |
| 合計 | 2,555,143 | 46,564 | 177,296 |

⑥ 減損を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについて、306百万円の減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き

減損処理を行っております。

(5) 金銭の信託に関する事項

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの |
|--------|----------------|-----------|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| | | | | | |
| 特定金銭信託 | 4,672,032 | 3,376,790 | 1,295,241 | 1,364,388 | △69,147 |

(※) 6,360百万円の減損処理を行っております。

なお、信託財産として運用している株式について、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると考えられる場合を除き減損処理を行っております。

(6) デリバティブ取引に関する事項

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 | 契約額等の うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|----|--------|--------|----------------|------|------|
| 店頭 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | 17,678 | — | △182 | △182 |
| | 米ドル | 17,678 | — | △182 | △182 |
| 合計 | | — | — | — | △182 |

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(i) 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|----------|--------|---------|-----------|------------|--------|
| 時価ヘッジ | 為替予約取引 | 外貨建債券 | | | |
| | 売建 | | 1,882,083 | － | 5,168 |
| | 米ドル | | 1,074,323 | － | 9,972 |
| | ユーロ | | 180,142 | － | △5,537 |
| | 豪ドル | | 391,275 | － | 4,005 |
| | その他 | | 236,341 | － | △3,271 |
| 合計 | | | － | － | 5,168 |

(ii) 金利関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|-------------|-----------------------|---------|---------|------------|-------|
| 原則的 処理方法 | 金利スワップ取引 受取固定・支払変動 | 保険負債 | 100,000 | 100,000 | 6,399 |
| 合計 | | | － | － | 6,399 |

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は8,075,012百万円、時価は8,237,638百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

① 簡易生命保険契約商品区分（一部の保険種類を除く。）

② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）

③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、簡易生命保険契約商品のすべての保険契約を対象としておりましたが、2025年度に導入が予定されている新資本規制によるリスク管理の高度化への対応の一環として、一部の簡易生命保険契約商品の金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行うこととしたため、当第4四半期連結会計期間より、当該部分を責任準備金の小区分から除くことといたしました。この変更による損益への影響はありません。

6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は1,164,763百万円
であります。

7. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに
貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開
始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債
権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪
化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破
産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以
上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないも
のであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減
免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った
貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しな
いものであります。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は15,659百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額は56,263百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は1,509,730百万円、繰延税金負債の総額は466,259百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は14,686百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金1,021,572百万円、価格変動準備金231,440百万円、支払備金48,375百万円、退職給付に係る負債19,459百万円及びその他有価証券評価差額金151,762百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金453,303百万円であります。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

| | |
|------------------|--------------|
| 当連結会計年度期首現在高 | 1,260,009百万円 |
| 当連結会計年度契約者配当金支払額 | 146,714百万円 |
| 利息による増加等 | 9百万円 |
| 年金買増しによる減少 | 200百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 62,067百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 1,175,171百万円 |

12. 関係会社の株式等の金額は52,740百万円であります。

13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,499,456百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

売現先勘定 3,740,688百万円

なお、上記有価証券は、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 133,667百万円

先物取引差入証拠金 9百万円

金融商品等差入担保金 4,094百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は690百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は880百万円であります。

15. 1株当たり純資産額は6,206円80銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において475千株であります。

16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引、消費貸借契約取引及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は124,202百万円であります。

17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)に基づく退職等年金給付の制度に加入しており、当社の要拠出額は、当連結会計年度952百万円であります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 68,313百万円 |
| 勤務費用 | 4,088百万円 |
| 利息費用 | 472百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △60百万円 |
| 退職給付の支払額 | △3,583百万円 |
| その他 | 100百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 69,331百万円 |

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

| | |
|------------------------|-----------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 69,331百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債 | 69,331百万円 |

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 4,088百万円 |
| 利息費用 | 472百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △195百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △464百万円 |
| 出向者負担額 | 6,380百万円 |
| その他 | 3百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 10,284百万円 |

(表示方法の変更)

従来、「その他」に含めておりました「出向者負担額」につきましては、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|----------|---------|
| 過去勤務費用 | △464百万円 |
| 数理計算上の差異 | △135百万円 |
| 合計 | △600百万円 |

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------------|----------|
| 未認識過去勤務費用 | 3,256百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 16百万円 |
| 合計 | 3,273百万円 |

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

| | |
|-----|----------|
| 割引率 | 0.3~0.7% |
|-----|----------|

19. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額27,370,400百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,260,220百万円、価格変動準備金711,298百万円を積み立てております。

20. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」38,647百万円が含まれております。「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当連結会計年度末までに支払い等が行われていない額であります。

21. 重要な後発事象の注記は、次のとおりであります。

（自己株式の消却）

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2023年5月8日に消却を実施いたしました。

- | | |
|--------------|--|
| （1）消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| （2）消却する株式の数 | 16,501,400株 (消却前の発行済株式総数に対する割合4.1%) |
| （3）消却日 | 2023年5月8日 |

（参考）

| | |
|-------------|--------------|
| 消却後の発行済株式総数 | 383,192,300株 |
|-------------|--------------|

(連結損益計算書の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料の計上基準

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(2) 保険金等支払金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は165百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は27百万円であります。

3. 1株当たり当期純利益は249円48銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において423千株であります。

4. 保険料等収入には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が222,610百万円含まれております。
5. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が2,535,300百万円含まれております。
6. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ43,678百万円を繰り入れております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度期首 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 399,693 | — | — | 399,693 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 151 | 16,842 | 5 | 16,988 |

(※ 1) 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ140千株、475千株であります。

(※ 2) 普通株式の自己株式の株式数の増加16,842千株は、2022年8月10日付の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加16,501千株、株式給付信託 (BBT) の取得による増加340千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

(※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2022年5月13日 取締役会 | 普通株式 | 17,985 | 45.00 | 2022年3月31日 | 2022年6月16日 |
| 2022年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 17,910 | 46.00 | 2022年9月30日 | 2022年12月5日 |

(※1) 2022年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(※2) 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2023年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 17,626 | 利益剰余金 | 46.00 | 2023年3月31日 | 2023年6月20日 |

(※) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|--------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 不動産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 500,000 | 405,044 | 405,044 | 76,909 | 5,026 | 558,353 | 640,289 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 7,179 | | △43,075 | △35,896 |
| 当期純利益 | | | | | | 97,791 | 97,791 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | |
| 不動産圧縮積立金の取崩 | | | | | △259 | 259 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 7,179 | △259 | 54,975 | 61,895 |
| 当期末残高 | 500,000 | 405,044 | 405,044 | 84,089 | 4,767 | 613,328 | 702,185 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|---------|-----------|--------------|---------|------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △355 | 1,544,978 | 873,764 | - | 873,764 | 2,418,743 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △35,896 | | | | △35,896 |
| 当期純利益 | | 97,791 | | | | 97,791 |
| 自己株式の取得 | △35,739 | △35,739 | | | | △35,739 |
| 自己株式の処分 | 12 | 12 | | | | 12 |
| 不動産圧縮積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △75,851 | 4,607 | △71,243 | △71,243 |
| 当期変動額合計 | △35,727 | 26,168 | △75,851 | 4,607 | △71,243 | △45,075 |
| 当期末残高 | △36,082 | 1,571,147 | 797,912 | 4,607 | 802,520 | 2,373,667 |

個別注記表

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう。）

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、92百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。以下「金融商品会計基準」という。）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…保険負債

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び保険負債に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 責任準備金の積立方法

事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、事業年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託については、従来、移動平均法による原価法を採用してはりましたが、当事業年度より、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

3. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引について、連結計算書類の「連結注記表（連結貸借対照表の注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額は8,075,012百万円、時価は8,237,638百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

① 簡易生命保険契約商品区分（一部の保険種類を除く。）

② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）

③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、簡易生命保険契約商品のすべての保険契約を対象としておりましたが、2025年度に導入が予定されている新資本規制によるリスク管理の高度化への対応の一環として、一部の簡易生命保険契約商品の金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行うこととしたため、当第4四半期会計期間より、当該部分を責任準備金の小区分から除くことといたしました。この変更による損益への影響はありません。

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は1,164,763百万円であります。

6. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

7. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は15,659百万円であります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は55,790百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権の総額は259百万円、金銭債務の総額は16,091百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は1,509,589百万円、繰延税金負債の総額は466,253百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は14,674百万円であります。

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、責任準備金1,021,572百万円、価格変動準備金231,440百万円、支払備金48,375百万円、退職給付引当金19,827百万円及びその他有価証券評価差額金151,762百万円であります。

繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金453,303百万円であります。

責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税

所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

| | |
|----------------|--------------|
| 当事業年度期首現在高 | 1,260,009百万円 |
| 当事業年度契約者配当金支払額 | 146,714百万円 |
| 利息による増加等 | 9百万円 |
| 年金買増しによる減少 | 200百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 62,067百万円 |
| 当事業年度末現在高 | 1,175,171百万円 |

12. 関係会社の株式等の金額は53,724百万円であります。

13. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,499,456百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

売現先勘定 3,740,688百万円

なお、上記有価証券は、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

| | |
|------------|------------|
| 有価証券 | 133,667百万円 |
| 先物取引差入証拠金 | 9百万円 |
| 金融商品等差入担保金 | 4,094百万円 |

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は690百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は880百万円であります。

15. 1株当たり純資産額は6,202円33銭であります。

なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において475千株であります。

16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引、消費貸借契約取引及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は124,202百万円であります。

17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

18. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額27,370,400百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,260,220百万円、価格変動準備金711,298百万円を積み立てております。

19. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。

20. 重要な後発事象の注記は、次のとおりであります。

(自己株式の消却)

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2023年5月8日に消却を実施いたしました。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 16,501,400株 (消却前の発行済株式総数に対する割合4.1%) |
| (3) 消却日 | 2023年5月8日 |

(参考)

| | |
|-------------|--------------|
| 消却後の発行済株式総数 | 383,192,300株 |
|-------------|--------------|

(損益計算書の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料の計上基準

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(2) 保険金等支払金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、事業年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

2. 関係会社との取引による費用の総額は17,473百万円であります。

3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券4,480百万円、株式18,830百万円、外国証券27,256百万円であります。

4. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券17,833百万円、株式6,372百万円、外国証券120,852百万円、その他の証券32,238百万円であります。

5. 有価証券評価損の内訳は、その他の証券306百万円であります。

6. 金銭の信託運用益には、評価損が6,360百万円含まれております。

7. 金融派生商品費用には、評価益が4,986百万円含まれております。
8. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は165百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は27百万円であります。
9. 1株当たり当期純利益は249円93銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において423千株であります。
10. 保険料には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が222,610百万円含まれております。
11. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が2,535,300百万円含まれております。
12. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ43,678百万円を繰り入れております。

13. 関連当事者との取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|-----|---------------|
| 親会社 | 日本郵政株式会社 | 被所有 直接 49.84% | グループ 運営 役員の兼任 | ブランド価値使用料の 支払 (※) | 2,288 | 未払金 | 209 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方にに基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|----------|---------------------|--------------------------|----------------------------------|---------------|------|---------------|
| 親会社の子会社 | 日本郵便株式会社 | なし | 保険業務 代理店 役員の兼任 | 代理店業務に係る委託 手数料の 支払 (※1) | 134,846 | 代理店借 | 9,841 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、保有契約件数等を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。

(※2) 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなっております。なお、当事業年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は50,174百万円であります。

(株主資本等変動計算書の注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 151 | 16,842 | 5 | 16,988 |

- (※ 1) 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ140千株、475千株であります。
- (※ 2) 普通株式の自己株式の株式数の増加16,842千株は、2022年8月10日付の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加16,501千株、株式給付信託 (BBT) の取得による増加340千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。
- (※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少であります。

